

## [事案 2019-282] 新契約無効請求

・令和2年8月19日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成26年3月に契約した終身保険について、募集人から保険であることの説明を受けておらず、本契約が預貯金であると誤解して契約したため、契約を無効としてほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は保険であることの説明をしており、また既契約の保険金も受け取っていることなどからも、申立人が本契約を預貯金であると錯誤したことはない。仮に錯誤に陥っていたとしても重過失がある。
- (2) 契約から5年が経過しており、消費者契約法の取消しを認めることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約が保険であるとの説明がなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。